



2027年国際園芸博覧会協会は「公益社団法人」に認定されました

2027年国際園芸博覧会協会は、2021年11月15日に「一般社団法人」として設立後、公益認定の取得に向けて、申請等を進めてまいりました。

この度、公益認定等委員会より、本協会が「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条に規定する公益認定の基準に適合すると認められ、12月20日付で、内閣総理大臣から「公益社団法人」として認定されましたので、お知らせいたします。

なお、公益法人に寄附をする場合は、税制上の優遇措置が設けられております。

【参考】「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（抜粋）

（公益認定）

第四条 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。

（公益認定の基準）

第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。（以下、一～十八 略）

本件に関するお問合せ先

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会
総務部 総務人事課（担当：課長 八谷） Tel：045-307-2029
ホームページ：<https://expo2027yokohama.or.jp/>